



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 庄司俊哉

32



上司の指示によるうつ病 発症の予防に向けて

本年8月号でご紹介済みの事例（上司の指示によりうつ病を発症して自殺に至った事件）について、今回は「うつ病予防の観点」から、もう少し詳しく事例をご紹介します。

25・7・18判決では、Aが出向前にから単身赴任に伴う家庭生活上の不安をもらし、赴任後もC常務がAの言動から異様な印象を受けていたこと等から、C常務は、Aがうつ病を発症する危険があることは予見可能であったとして、

第一審判決（徳島地裁H

AはY₁社（本社徳島県）で機械設計に携わって12年の中堅従業員（妻・子2人と同居）。Y₁社はAに対し、H11年4月、子会社のY₂社（本社東京都）への出向を命じた。Aは単身上京後の勤務初日（5月7日）とその翌日（8日）、Y₂社のC常務から過大な設計業務の指示を受けたところ、5月19日、うつ病と診断され、同月21日から年休取得し、入院することになった。そこでY₁社によりAの出向命令が解かれ、Aは8月26日にY₁社に復職したが、その後も回復が思わしくなく、11月24日に自殺した。Aの遺族が安全配慮義務違反を理由に、Y₁社とY₂社を提訴した。
(四国化工機ほか1社事件・高松高裁H27・10・30判決)

Y₂社についての安全配慮義務違反を認めました（Y₁社の責任は認めず）。設計業務が過重な点も安全配慮義務違反とされたのですが、具体的には、「AがC常務から設計・改造を指示された機械類は、Aも初めて扱う機械であつたこと」、「AがY₂社で使われていた設計用ソフトウェアに慣れであったこと」、「Aをサポートする体制が事前に準備されていなかつたこと」、「2つの設計指示について、実現困難な納期を設定したこと」等の点でした。

これに対し高松高裁は、「特定の業務指示のみに着目するのではなく、その後の業務負担の軽減措置をも考慮して、安全配慮義務違反を判断すべき」としました。そして、Aが業務開始3日目に「設計用ソフトに慣れておらず、またY₁社で作業することが効率的なので、Y₁社で作業した

Y₂社についての安全配慮義務違反を認めました（Y₁社の責任は認めず）。設計業務が過重な点も安全配慮義務違反とされたのですが、具体的には、「AがC常務から設計・改造を指示された機械類は、Aも初めて扱う機械であつたこと」、「AがY₂社で使われていた設計用ソフトウェアに慣れであったこと」、「Aをサポートする体制が事前に準備されていなかつたこと」、「2つの設計指示について、実現困難な納期を設定したこと」等の点でした。

結果として「使用者に安全配慮義務違反はない」との結論になつたのですが、部下の自殺を予防するという観点から、この事例から学ぶべき教訓は次のとおりだと考えます。

①部下が出向や単身赴任等を原因とする不安を抱えている中で、さらに過大な業務命令を出してしまふと、必ずしも過重な労働時間に至らなくなると、必ずしも病を発症することがあります。

1週間～10日前後でうつ病を発症することがあります。

Y₂社では機械設計ソフトが別物であること」を知らず、作業の工程数や時間数も正確に把握できており、自身が設計業務に不慣れなところがあつたため、Aへの業務指示が

18日、Aが報告の際に、広告用紙のウラに、慌てたよう報告内容を書き入れ、1枚書き上げるたびに手渡すことをしたため、C常務は異常を感じ、翌日、受診を勧めた。

人の上に立つ立場の方は、メンタル面で強いところがあると言われています。しかし、予想されできないメンタル面の弱さをもつ部下も、一定数存在することは間違ひありません。そこで上司は、部下のメンタル状況把握に際して、「弱者の視点」も併せ持つことが、悲劇を予防する一方策だと思います。

（福岡宗也法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝

